

中間前金払制度について

令和3年4月1日

枚方京田辺環境施設組合

1. 中間前金払制度とは

本組合の発注する建設工事において、当初に支払う前払金（請負代金額の40%以内）に加え、施工の中間時期にさらに20%以内の前払金を受け取ることができる制度です。

（※一定の要件を満たし、保証事業会社の保証が必要です。）

2. 中間前金払の対象工事及び請求できる条件

（1）対象工事

当初契約における請負代金額が500万円以上の建設工事で、かつ、既に前払金の支払いを受けている工事

（2）請求できる条件

以下の全ての条件を満たしていなければなりません。

- ① 工期の2分の1を経過していること。
- ② 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ③ 工事の進捗額が請負代金額の2分の1以上の額に相当すること。

3. 中間前払金の金額

請負代金額の10分の2以内の額とします。ただし、当初支払した前払金と中間前払金の合計額は、請負代金額の10分の6を超えることはできません。

なお、債務負担行為等の複数年度にまたがる工事における中間前金払は、各会計年度の出来高予定額に対し行います。

4. 中間前金払と部分払の選択

本組合では、当該工事の進捗状況や受注者の資金計画等に応じて、契約後にどちらかを選択することができます。ただし、中間前金払の請求を行った場合、原則として、さらに部分払の請求を行うことはできません。また、部分払の請求を行った場合、さらに中間前金払の請求を行うことはできません。

5. 手続きの流れ

①認定の請求・・・受注者

認定請求書（様式第1号）、工事履行報告書（工事実施工程表を含む。指定様式）

②認定調書の交付・・・発注者

認定調書（様式第2号）

③保証申込・・・受注者

④中間前払金保証証書の発行・・・保証会社

⑤中間前払金の請求・・・受注者

中間前払金請求書（指定様式）、中間前払金保証証書（原本）

⑥中間前払金の振込・・・発注者

中間前払金の請求を受けた日から14日以内に受注者の前払金専用口座へ

※「指定様式」とあるのは、別途様式を定めます。